

ツイッター運用要領（抜粋）

1 ツイッターの管理

公益社団法人京都犯罪被害者センターは、ツイッターを運用する。この場合、次の各号に留意しなければならない。

- (1) センターは、原則として他機関、団体、個人のフォローをしない。ただし、有用であると思料するときは、ツイートし、リツイートし、又はその他の投稿をすることができるものとする。
- (2) 前号ただし書きの規定による投稿をするときは、次の各号に従わなければならない。
 - ア 著作権法（昭和45年第48号）第18条から第20条に規定する著作人格権である公表権、氏名表示権及び同一性保持権は、投稿者の権利を保護する。
 - イ 同法第21条から第28条までに規定する著作財産権は、投稿者がセンターに諸権利を無償譲渡したものとみなす。ただし、投稿者が異議を申し出たときは、この限りでない。
 - ウ センターは、投稿があった文章が次の内容を含むと思料するときは、ブロックその他の必要な措置をとることができる。
 - (ア) 犯罪を誘発し、助長し、又は予告するもの
 - (イ) 特定の思想信条を流布する目的であるもの
 - (ウ) 政治活動又は宗教活動が目的であるもの
 - (エ) 他の機関、団体又は個人を誹謗し、若しくは中傷し、又は秘密を暴露する内容を含むものであるもの
 - (オ) 営利活動が目的であるもの
 - (カ) 差別感情を顕示し、又は差別感情誘発し、若しくは助長するおそれがあるもの
 - (キ) 犯罪被害者支援との関連性が著しく乏しいもの
 - (ク) 犯罪被害者支援を批判し、妨害し、もって、センターの正常な業務が著しく侵害されるおそれがあるもの
- (3) ツイッターによる相談及び支援は行わない。